

# 文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部地域整備課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区木造住宅密集地域整備促進事業費補助金								
根拠規定等	文京区木造賃貸住宅等の建替えに関する要綱								
創設年月	平成	3	年	7	月	経過年数 〔自動計算〕	22年	終了予定年月	H32.6
直近の見直し年月	平成	19	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	7年		
見直しの内容	東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱の改正があったため。								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	7都市整備費	1都市整備費	2都市整備事業費	7木造住宅密集市街地整備促進事業助成等	1木造住宅密集市街地整備促進事業助成等				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	木造賃貸住宅等の建替えに関する費用等の一部を補助し、良質な住宅の供給と住環境の改善を図ることを目的とする。							
補助事業等の内容	老朽建築物(耐用年数の3分の2を経過した住宅)を一定の要件に合った耐火構造の賃貸共同住宅(壁面後退や景観の配慮等)に建替える場合、建て主に対して建設資金の一部を融資あっせんし、20年を限度としてその利子の一部を補給する。							
補助対象経費の内容	金融機関の利率で2%を超える部分について利子補給を行う。							
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他							
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 3件(木造賃貸住宅等の建替え助成制度により、区の融資あっせんを受けた者に対する利子補給)							
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 )							
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他							
	〔その他の場合は具体的に記入〕 平成14年4月1日以前に補助額が確定し、現に利子補給を受けている者について、その利子補給に相当する額 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	なし							
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (償還状況表、登記簿謄本)							
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独                    負担割合		区	1/2	国	都	1/2	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由					

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	防災性の向上や住環境の整備が進むので、適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	C	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区は、金融機関の利率で2%を超える部分について助成している。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	利子補給受給者の返済計画に混乱が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	現在、新規申請は受け付けていない。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請書及び関係書類の審査を行い、利子補給の交付を決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	金融機関の利率で2%を超える部分について助成しているため、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	良質な住宅の供給と住環境の改善を図ることができた。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	良質な住宅の供給と住環境の改善を図ることができた。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	良質な住宅の供給と住環境の改善を図ることができた。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	3	3	3	3
決算(予算)額	2,581	967	3,725	2,100
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	722	333	728	1,049
その他	0	0	0	0
一般財源	1,859	634	2,997	1,051
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	利子補給 3件			

### 5 課題及び今後の方向性

平成32年6月で利子補給は全件終了する。